



みくら社会保険労務士事務所

事務所のご案内

みくら社会保険労務士事務所

事務所の三理念

- 企業の成長
- 労働者の幸福
- 法令の遵守

事務所概要

- 《 事務所名 》 みくら社会保険労務士事務所
- 《 所在地 》 〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-30-15 天翔代々木ビル 2 階
- 《 電話 》 03-3370-3733
- 《 URL 》 <http://www.mikura-sr.com>
- 《 E-mail 》 mikura@mikura-sr.com
- 《 登録番号 》 13050109（全国社会保険労務士会連合会）
- 《 加入団体 》 東京都社会保険労務士会、東京商工会議所、自主研究グループ「街角年金塾」
- 《 加入保険 》 社会保険労務士賠償保険
- 《 取引銀行 》 みずほ銀行、三井住友銀行

サービス内容

労働社会保険のアウトソーシングサービス

会社を立ち上げ、社員を雇用した瞬間、労働社会保険手続と切っても切れない縁が始まります。

「保険証いつできますか?」「離職票がまだこないのですが」「結婚しました」「引っ越しました」…。

本業そっちのけで手続きにあおられていませんか?

手続担当の社員を雇えば問題は解決します。しかし、それは「当面」の話です。

様式や添付する書類は、目まぐるしく変わります。

スピード感をもって対応するには限界があると言わざるを得ません。

たとえば、産休に入る社員が出た場合、復職までに行う手続きは約1年半かかります。

保育所に入れず延長した場合、2年近くかかるケースもあります。

手続の遅延や漏れは、社員との信頼関係を損ないかねません。

人口は減っています。アウトソーシングを活用することによって貴重な人材が本業に注入されます。

労働社会保険のアウトソーシングサービスの具体的メリット

- 社会保険労務士は労働社会保険の専門家です。正確・迅速な申請が実現されます。
- 弊所は電子申請対応事務所です。郵送のやり取りや行政窓口の渋滞ロスからも解放されます。
- 社会保険労務士は国家資格です。その信頼により通常添付書類の多くが省略を認められています。

給与賞与計算業務サービス

給与計算はソフトが自動的に計算します。そこだけを見れば外部委託する意味は全くありません。

しかし、計算内容まで把握する必要が出てくると話は一変します。

行政機関から届く納付や通知書と数字はありますか？

近年は、残業手当や税金・社会保険料に関する労働者の意識も高まる一方です。

「私の残業代どういう計算になっているのですか？」

「今月から社会保険料が変わっているのはなぜですか？」

「年末調整って税金が戻ってくると聞いたのですが、なんで私は多くとられているのですか？」…。

給与計算の中身は労働基準法から社会保険に関する諸法律、税法と幅広く含まれています。

これらの内容を自社のみで把握し続けることは限界があると言わざるを得ません。

逆に言えば、外部委託を活用して納得のいく説明ができれば信頼関係を作り上げるチャンスです。

給与賞与計算サービスの具体的メリット

- 法改正をおさえた正確・迅速な給与計算サービスが実現されます。
- 社員からの質問や照会に対して的確に対応できます。
- 労働社会保険アウトソーシングサービスと一本化することによって、労務管理部門のさらなる質的向上が実現されます。

組織で働く以上、ルールが要ります。それが就業規則です。

ひと昔前は、就業規則は「会社のルールブック」と位置付けられていました。

近年は、加えて、契約書の顔も持ちあわせるようになっています。

契約書である以上、会社と社員双方が遵守しなければなりません。

就業規則は、正確に作れば100項目以上のボリュームになります。

「入社の際に必要な書類は？」

「休職期間はどのくらい？」

「盛り込みたい服務規律は網羅されているか」

会社の理念を反映させながら、社員が働き甲斐を持てるような規則を整え、法的水準もクリアする。

そんな就業規則作成のお手伝いをさせていただきたいと考えています。

御社の現状はいかがでしょうか。チェックリストを5つ作成しました。

就業規則診断チェックリスト

- 休職期間が勤続年数に関係なく同じ期間になっている。かつ、復職の基準が不明確である
- 社員と連絡が取れなくなった時の身分関係が規定されていない、もしくは解雇扱いになっている
- 休日の振替と代休の規定が整理されていない
- 電子メール、会社のパソコンや携帯、SNS等に関する守秘義務規定がない
- 最後に改定したのが5年以上前になっている

パートタイマー、アルバイト、派遣労働者、契約社員など非正規社員の割合が40%に達しています。

外国人労働者の増加も雇用社会に大きな影響を持つようになりました。

「社風」とか「企業文化」を育みにくい環境になっています。

価値観が統一できなければ、それだけ労務管理も複雑になります。

労働時間管理、休職復職、育児介護休業、ハラスメント、退職解雇、労働組合、未払い残業、…。

実は、これらの内容はすべて法律で規定されています。

あとは、現実の課題と照らし合わせて最適な答えを創り上げていく作業となります。

ただし、想定に近い労務問題を社内のみで判断していくことは限界があると言わざるを得ません。

同じ問題でも、時期や場所、対象となる社員が異なれば、最適な答えも変わります。

労務管理は、ある意味経験がモノをいう世界でもあります。

長年の実務経験で蓄積したノウハウをぜひご活用ください。

労務問題のご相談事例

- 休職中の社員が復職を希望しているが、体調面を聞くと心配だ
- 退職する社員から、退職日まで有給消化を希望された
- 育児休業を希望している社員がだが、初めてでどのように進めたらよいかわからない
- 会社のパソコンを私用で使っている社員がいるのを改めさせたい
- 退職した社員から未払い残業代を請求されている

個人情報保護方針

みくら社会保険労務士事務所は、社会保険労務士として行う業務を通じて取扱う顧問先の皆様の特定個人情報等及び当事務所の従業員等の特定個人情報等の厳格な保護を重大な社会的責任と認識し、特定個人情報の適正な取扱いの確保について当事務所とし取り組む本基本方針を定めます。

1 特定個人情報等の取扱いの範囲、体制について

当事務所は、個人番号を取り扱う事務の範囲及び特定個人情報等（事務において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理する個人情報、氏名、生年月日等）の範囲を特定し、事務取扱担当者を明確にいたします。また、特定個人情報取扱規程を策定し、特定個人情報を取り扱う体制の整備を行います。

2 安全管理措置について

当事務所は、特定個人情報の安全管理措置に関して、特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

特定個人情報等の取扱いに際し、第三者へ業務を委託する場合は、事前に顧問先の皆様の許諾を得て、十分な管理体制を有する委託先を選定し、必要かつ適切な指導・監督を行うものとします。

3 関係法令・ガイドライン等の遵守について

当事務所は、個人情報及び特定個人情報に関する法令、国が定める指針、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）、社労士版のためのマイナンバーハンドブック及びその他の規範を遵守し、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

4 特定個人情報等に関する問合せ窓口

本人からの特定個人情報の取扱いに関する苦情、問合せについては、適切かつ迅速な対応を行うための体制を整えます。当事務所における特定個人情報等の取扱いに関するご質問や苦情に関しては下記の窓口にご連絡ください。

本方針は、全従業員に周知、徹底するとともに、当事務所外に対しても公表いたします。また、従業員の教育、啓発に努め、特定個人情報保護意識の維持向上を図ります。

制定日：2017年7月1日

みくら社会保険労務士事務所

代表 三倉 直久

当事務所特定個人情報お問合せ窓口

特定個人情報管理責任者 三倉直久

電話：03-3370-3733 10:00～17:00

報酬基準

顧問契約

人数（役員を含む）	料金（税別）：円
4人以下	20,000
5～9人	30,000
10～29人	40,000
30～49人	50,000
50～69人	60,000
70～79人	70,000
80～89人	80,000
90～99人	90,000
100人以上	別途協議

給与計算業務

人数（役員を含む）	料金（税別）：円
基本料金	20,000
勤怠集計（1人あたり）	
あり/なし	2,000/1,500
賞与計算	1か月分

労務顧問

人数（役員を含む）	料金（税別）：円
1人～4人	10,000
5人～9人	15,000
10～29人	20,000
30～49人	25,000
50～69人	35,000
70～89人	40,000
90～99人	45,000
100人以上	別途協議

就業規則・諸規程

人数（役員を含む）	料金（税別）：円
就業規則作成・改定	200,000～
診断	100,000～
その他諸規定の作成・改定・診断	別途協議

代表者プロフィール

氏 名：三倉直久（みくらなおひさ）

出 身：千葉県

プロフィール：國學院大學文学部卒業。一般会社を経て、都内社会保険労務士法人で約 13 年勤務。

約 30 社の法人を担当し、労働社会保険手続、給与賞与計算、就業規則作成などの基幹業務をはじめ、行政機関調査にかかる立会・陳述業務、企業向け年金セミナーの講師、労働者派遣事業届出業務等にも従事。現在は、金融機関主催の年金相談会の相談員や外国人技能実習生向けの法的研修の講師業務などにも従事。

略 歴：平成 17 年 社会保険労務士登録

平成 20 年 特定社会保険労務士附記

平成 28 年 東京労働局臨時労働保険指導員

平成 29 年 東京都社会保険労務士会社労士 110 番相談員

資 格：年金アドバイザー 2 級、FP 技能士検定 2 級

趣味・特技：写真、旅行（史跡巡り）、鮮魚調理、蕎麦屋めぐり

一 言：長年培ってきた実務経験で御社の発展のお手伝いをさせていただきたいと思います。

人事労務管理についてのお悩みを、ご一緒に解決してまいります。

よろしく願い申し上げます。

